

Ryukoku University

# 教員免許事務担当者講習会

教職担当者に必要な教務の知識について  
－ 大学設置基準との関係を中心に －

龍谷大学社会学部教務課 小野 勝士



1. 資料にリンクを貼っている部分をクリックすると詳細資料にリンクします。リンクされている資料はすべて公開されている資料です。
2. 本講習会資料の活用を検討される場合は、ご相談不要ですので、ぜひご活用ください。利用にあたりましては、著作権法の規定に基づき、適切な使用（出展の明記等）をお願いいたします。

卒業にかかわる一連の履修に関する事務を通常の教務事務とここでは定義しますが、教職課程にかかわる事務（教員免許事務とよびます）は、教務事務の一部です。

教務事務を経験した後に教員免許事務を担当すると教務の一連の流れがつかみやすいですが、教員免許事務から入ると教務事務の一部分のみを扱うため、教務全体の流れをつかみにくい場合があります。

教員免許事務から教務事務をスタートすると、教員免許法関係だけの法令理解にとどまる傾向があります。しかし、教務事務のおおもとは学校教育法や大学設置基準であり、それらの理解に及ばないと思われる状況が見受けられます。

そこで、今回は教員免許事務と教務事務との関係を主に教務事務側から説明し、教員免許事務担当者にとって必要な知識について理解を深め、教務事務全体の中で教員免許事務を把握することができるようにと考え、今回の企画を考えました。

参考：[【動画：大学教務の基礎】学びの第一歩](#)

## 愛媛大学FD・SDチャンネル - YouTube



### 愛媛大学FD・SDチャンネル

@aidai\_fdsd · チャンネル登録者数 772人 · 143 本の動画

高等教育機関における日々の授業改善や業務改善に役立つ研修動画を提供します。...さらに表示

[web.opar.ehime-u.ac.jp](http://web.opar.ehime-u.ac.jp)、他 3 件のリンク

チャンネル登録

ホーム 動画 ショート 再生リスト 投稿 🔍

新しい順

人気の動画

古い順

大学教務の基礎  
学びの第一歩



7:42

【大学教務の基礎】学びの第一歩

178回視聴 · 1 日前

大学教務の基礎  
合理的配慮



15:28

【大学教務の基礎】合理的配慮

129回視聴 · 1 日前

大学教務の基礎  
他大学・留学等の  
単位認定



10:11

【大学教務の基礎】他大学・留学等の単位認定

124回視聴 · 1 日前

大学職員のための高等教育政策 4  
— 教学マネジメントとは？ —



11:51

大学職員のための高等教育政策 4 — 教学マネジメントとは？ —

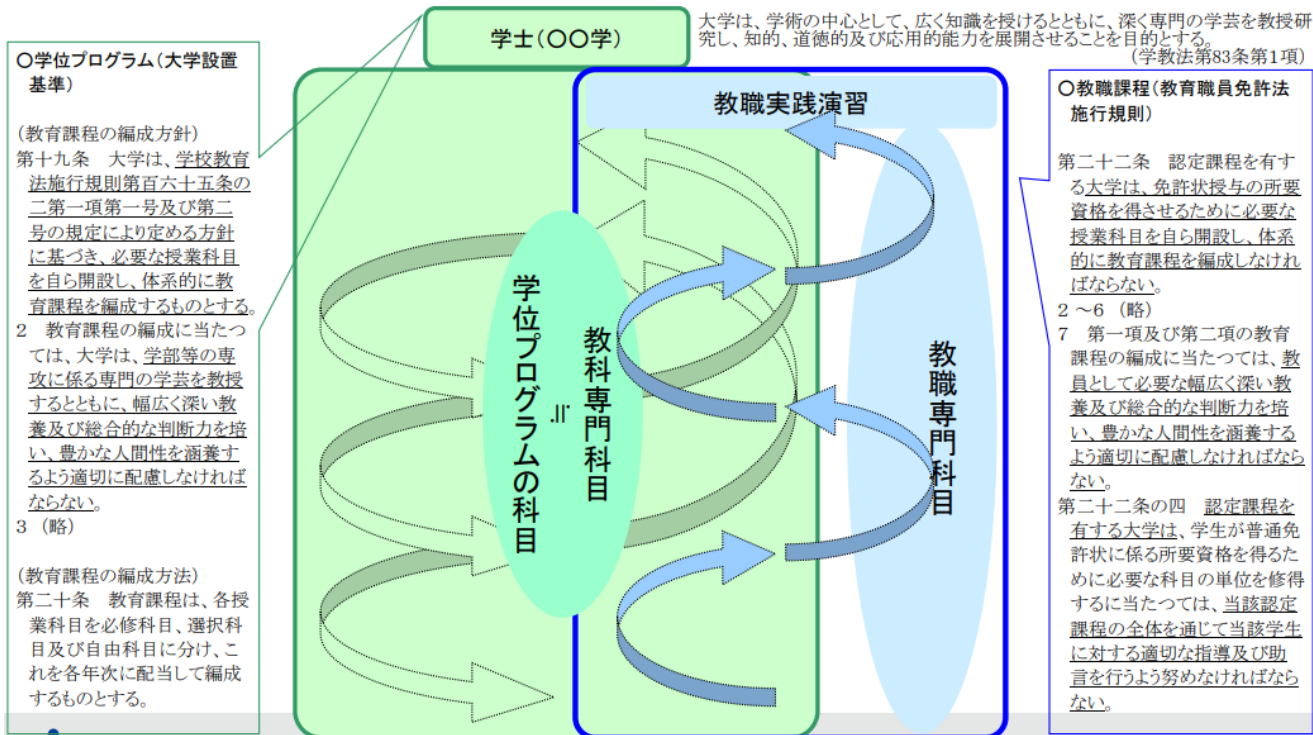
174回視聴 · 1 か月前

＜ ＞内の数字は大学設置基準の条文番号

1. 教職課程のカリキュラムー学位プログラムとの関係 < 20・29 >
2. 学位プログラム
3. 教職課程の設置を受けるには
4. 卒業にあたっての最低修得単位数 < 32 >
5. 免許状取得にあたっての最低修得単位数
6. 履修科目の登録の上限 < 27の2 >
7. 授業の方法 < 25 >
8. シラバス < 25の2 >
9. 指導補助者 < 8 >
10. SD・FD < 11 >
11. 他の大学・入学前の既修得単位の認定 < 28・31 >

# 1. 教職課程のカリキュラムー学位プログラムとの関係

教職課程を設置する大学は、**学位プログラムの体系的と同時に、教職課程としての体系的にも配慮して教育課程を編成**しなければならない。教職課程を履修する学生は学位プログラムの履修と同時に、**教職課程プログラムを体系的に履修**することが求められる。



## 令和7年度教職課程認定等に関する事務担当者説明会 資料3 (5頁)

## 2. 学位プログラム

<大学分科会（第76回）> <2009/1/22開催> 資料

### 1. 学位プログラムとは

「学位プログラム」とは、大学等において、学生に短期大学士・学士・修士・博士・専門職学位といった学位を取得させるに当たり、当該学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力を明示し、それを修得させるように体系的に設計した教育プログラムのこと。

### 2. 「学位プログラムを中心とした大学制度の再構成について」

「学位プログラムを中心とした大学制度」とは、従来のような学部や研究科等の組織に着目した大学制度ではなく、学位の取得を目指す学生の学修の視点に立って、学位のレベルと分野に応じて達成すべき能力を修得するように体系的に設計された、学位プログラムの実施に着目した大学制度とするもの。この取組を通じ、大学の内部統制機能を強化し、大学内部できちんと質保証ができるような仕組みとする。

### 3 学位プログラムにおける教育課程等

学位プログラムを中心とした大学制度に移行すれば、以下のような効果があると考えられる。

「学位」の種類、名称及び対象とする学問分野等が、知識・能力の証明として国際的にも通用性のあるものに整理される。

「教育目標」が、当該学位プログラムの学位の取得のために達成すべき能力として明確化される（ディプロマ・ポリシー）。

「教育課程」が、当該学位プログラムの教育目標の達成のために必要となる教育内容として、体系的かつ組織的に整理される（カリキュラム・ポリシー）。

「入学者選抜方針」が、当該学位プログラムの教育課程の履修が可能となる学生を受け入れるためのものとして整備される（アドミッション・ポリシー）。

## 2. 学位プログラム

### (教育課程の編成方針)

第19条 大学は、学校教育法施行規則第165条の2第1項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

### ▼学校教育法施行規則

第165条の2 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。

- 一 卒業又は修了の認定に関する方針
- 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
- 三 入学者の受入れに関する方針

2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。

## 2. 学位プログラム

### ▼設置の趣旨等を記載した書類

[大学の設置等に係る提出書類の作成の手引（令和9年度開設用） 111頁](#)

#### ○設置の趣旨及び必要性

- ・卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を記載するとともに、養成する人材像及び3つのポリシーの各項目との相関及び整合性について明確に説明してください。その上で、それを分かりやすく示すために図や表を用いた資料を作成してください（カリキュラム・ポリシーと教育課程の整合性については、カリキュラムマップ等を用いてお示しいただいても結構です。）。

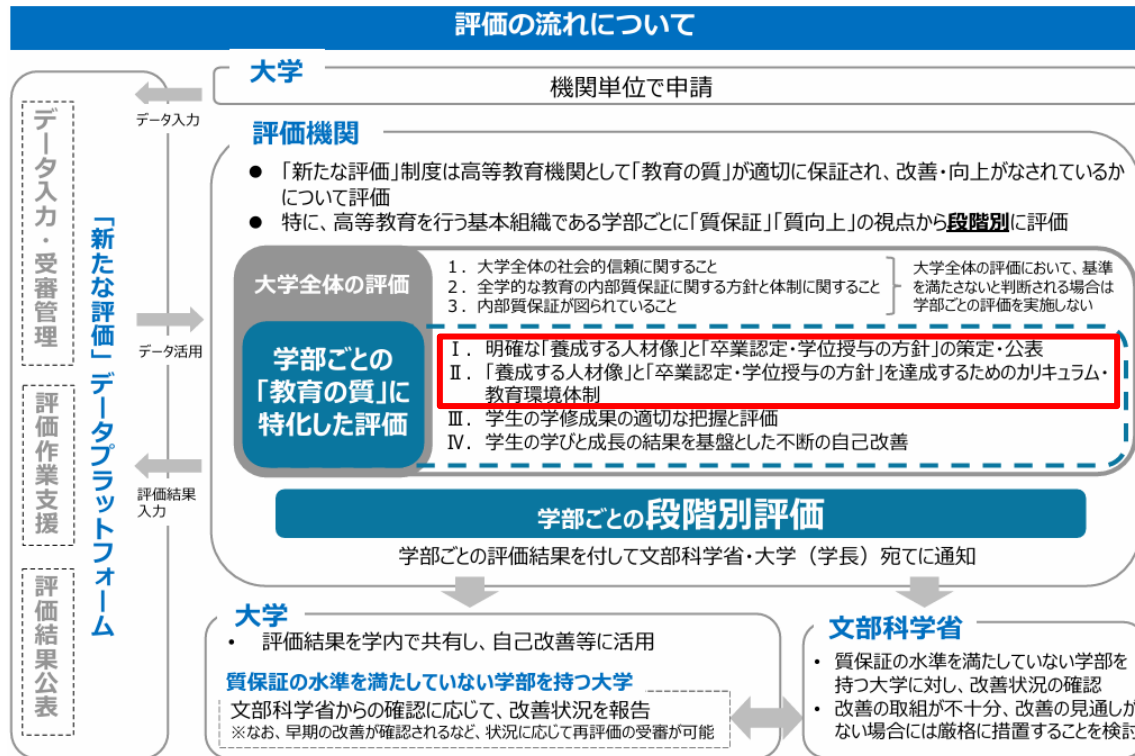
[龍谷大学社会学部総合社会学科設置届出書 580頁](#)

#### ◆認可申請での指摘

- ・養成する人材像、3つのポリシーの妥当性や整合性に疑義がある。
- ・養成する人材像やディプロマ・ポリシーとの整合性や妥当性について改めて明確に説明することが望ましい。
- ・ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーと教育課程との整合性に疑義がある。

## 2. 学位プログラム

DP・カリキュラムは今後の認証評価制度でも重点項目（赤で囲った部分）



※ 評価の過程もしくは評価結果が出た後において虚偽報告や重大な社会的倫理に反する事項が発覚した場合は、評定を保留ないし評定を取り消すこととする

**質向上・質保証システム部会（第8回）2026/4/22開催 資料1-1**

### 3. 教職課程の設置を受けるには

#### 1. 学科等の目的・性格と免許状との相当関係

##### 教職課程認定基準2(5)

教職課程は、認定を受けようとする**学科等の目的・性格と免許状との相当関係**並びに学科等の教育課程及び教育研究実施組織等が**適当であり**、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと**認められる場合に認定**するものとする。

学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については、慎重に対応するものとする。

##### ■ 関連：「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準(課程認定委員会決定)」

・審査の観点：学位の分野、カリキュラム、履修方法、学科等の名称等 等

(参考) 過去認められた例)

- 中高一種免(国語)：人間文化学科、日本語文化コミュニケーション学科、文化創造学科、国際教養学科
- 中高一種免(英語)：比較文化学科、国際社会学科、コミュニケーション情報学科
- 中一種免(技術)：デザイン工学科、環境科学科

過去に疑義が生じた例)

- 中高一種免(保健体育)：経営系学科
- 中一種免(社会)：心理系学科
- 高一種免(地理歴史)：法学系学科

※手引きP178の相当性基準の解説参照

#### 2. 教員養成を主たる目的とする学科等

##### 教職課程認定基準2(6)

**幼稚園**教諭又は**小学校**教諭の教職課程は、**教員養成を主たる目的とする学科等**でなければ認定を受けることができない。

##### ■ 関連：「教職課程認定審査の確認事項(課程認定委員会決定)」1(5)

・審査の観点：学科等の名称、学位の分野、教育課程全体における教員養成に関する科目の割合、卒業要件等における免許状取得や科目履修の位置付け 等

**令和7年度教職課程認定等に関する事務担当者説明会 資料3 (4頁)**

### 3. 教職課程の設置を受けるには

#### ◆課程認定委員会の指摘事項

- ・「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準」（平成23年1月20日課程認定委員会決定）の1. ①に関し、今回の申請学科の学位分野、教育研究分野と認定を受けようとする免許状との間の相当関係について、申請書類から判然としないため、これについて明らかにされたい。また、これを踏まえ様式第7号等において、関連科目を示したうえで当該学科で中一種免（国語）の教員養成を行う意義、目的等を明確にすること。
- ・「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準」（平成23年1月20日課程認定委員会決定）の1. ③に関し、今回の申請学科の卒業要件等において、免許教科の専門的事項に関する科目や、これに関連する科目が相当程度履修することとなっているか、明らかにされたい。また、これを踏まえ様式第7号等において、当該学科で高一種免（地理歴史）の教員養成を行う意義、目的等を明確にすること。

## 4. 卒業にあたっての最低修得単位数

### ■大学設置基準

(卒業の要件)

第32条 卒業の要件は、**124単位以上**を修得することのほか、大学が定めることとする。

5 前4項又は第42条の9の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、**第25条第2項の授業の方法<いわゆるオンライン授業>により修得する単位数は60単位を超えないものとする。**

「大学が定める」とは、各大学等が定める「卒業認定・学位授与の方針」に基づいて、学生の卒業の認定や学位の授与がなされることを念頭としたものであり、各大学等が、当該方針と関係のない事柄について、別途卒業の要件として定めることは基本的に想定されないものであること。

<大学設置基準等の一部を改正する省令等の公布について（通知）〈令和4年9月30日〉>

## 5. 免許状取得にあたっての最低修得単位数

### ○ 別表第1（小学校教諭関係部分抜粋）

| 免許状<br>の種類 | 所要資格 | 基礎資格            | 大学において修得することを必要とする<br>最低単位数 |   |
|------------|------|-----------------|-----------------------------|---|
|            |      |                 | 教科及び教職に関する科目                |   |
| 専修免許状      |      | 修士の学位を有すること。    | 8                           | 3 |
| 一種免許状      |      | 学士の学位を有すること。    | 5                           | 9 |
| 二種免許状      |      | 短期大学士の学位を有すること。 | 3                           | 7 |

『[教職課程認定申請の手引き（令和9年度開設用）〈本体〉](#)』 1頁より

上記の表の単位に加え、

- ・教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目
- ・介護等体験＜小・中のみ＞

の修得・体験が必要

## 6. 履修科目の登録の上限

### ■大学設置基準

[【動画：大学教務の基礎】学修時間と単位数](#)

(履修科目の登録の上限)

[【動画：授業時間外の学習】](#)

第27条の2 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

[大学基準協会「基礎要件に係る評価の指針（大学）」（2025年度評価用）](#)

### ▼教職課程認定大学実地視察報告書より

人間科学部人間発達学科人間発達学専攻は、幼稚園教諭、小学校教諭及び特別支援学校教諭の免許状の課程認定を受けていることに加え、保育士養成施設としての指定も受けている。

例えば、幼稚園教諭、小学校教諭及び特別支援学校教諭の免許状を取得しようとする場合の要修得単位は162単位であり、幼稚園教諭及び特別支援学校教諭の免許状に加え保育士資格を取得しようとする場合の要修得単位は172単位となることから、単位の実質化が図られているか否かはもとより、教員としての専門性が担保されているか否かについても疑念が持たれることから、例えば、取得免許状別のコース分け、及びコースごとのカリキュラム編成などの工夫を行い、教員養成の高度化を図ることを検討すること。

## ■大学設置基準

### (授業の方法)

第25条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

多様なメディア → いわゆるオンライン授業

### ■大学等における遠隔授業の取扱いについて（周知）（令和3年4月2日）

全授業回の半数を超えない回数をオンラインで実施しても対面扱いとする。

感染症や災害の発生等の非常時におけるオンライン実施は対面扱いとする。

### ■学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ & A等の送付について（令和3年5月14日時点）

特定の学生のみ全授業回をオンラインで出席しても対面扱いとする。

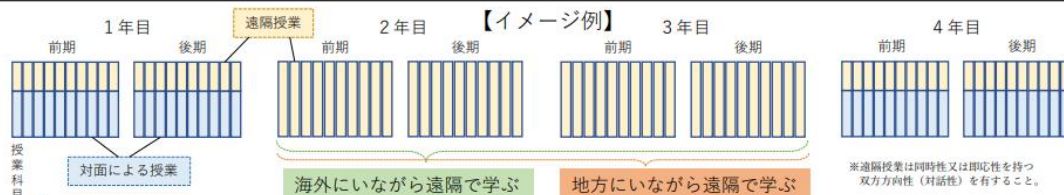
### ■大学・高専における遠隔教育の実施に関するガイドラインについて（周知）（令和5年3月28日）

### ■龍谷大学 オンライン授業実施要件（第2版） 現在は第3版

# 7. 授業の方法

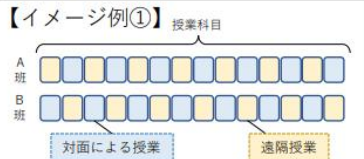
## 大学の判断・運用で可能な教育活動の展開 (例④)

○遠隔授業は60単位（約2年相当）まで行えるほか、残りの授業についても遠隔授業を実施する授業時数が半数を超えない範囲なら、対面による授業として実施可能。



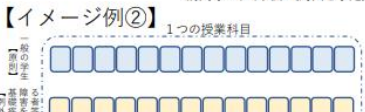
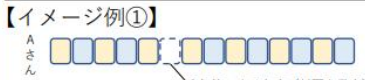
※「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&Aの送付について(令和3年5月14日時点)」「大学等における遠隔授業の取扱いについて(周知) (令和3年4月2日)」

○全ての学生が半数以上の授業時数を対面で受講する機会を設ける授業科目は、対面による授業として実施可能。



※「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&Aの送付について(令和3年5月14日時点)」 同9

○特定の学生が病気等により、また、基礎疾患を有する学生や障害を有する学生等が希望により、結果として対面で受講する授業時数が半分未満となる場合であっても、左記の設計を行う授業科目は、対面による授業として実施可能。



※「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&Aの送付について(令和3年5月14日時点)」 同10・11

○分割した授業時数を、一定の条件下※で一体の対面による授業として取り扱うことが可能。



※オンデマンドの取組により実質的に授業外学修時間が代替されるようなことがないなど、授業科目全体として適切な教育が行われる必要があることに留意。

※「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&Aの送付について(令和3年5月14日時点)」 同12

### ■大学設置基準

### [【動画：大学教務の基礎】シラバス](#)

(成績評価基準等の明示等)

第25条の2 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

### < [『教職課程認定申請の手引き（令和9年度開設用）〈本体〉』 63頁](#) >

- 「授業計画」欄について、複数回に渡って数字のみで区別している授業回や、試験のみの授業回は認められない。また、各授業回において担当教員が異なる場合は、各回の担当教員を明記すること。
- 教科に関する専門的事項のうち一般的包括的な内容を含む授業科目について、「授業計画」欄からそのことが読み取れるように記載すること。

課程認定申請時の指摘において「授業への出席は当然のことであり、出席点を成績評価の直接の対象とするべきではない。」と指摘がなされる。

### ◆ [龍谷大学シラバス作成の手引き](#) [【動画：大学教務の基礎】合理的配慮](#)

### ■大学設置基準（第8条第3項）

3 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。

（第11条第3項）

3 大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。

### 令和4年度大学設置基準等の改正に係るQ&A 指導補助者関係

Q40. 指導補助者に対しては必要な研修を行うものとなることとなっていますが、「必要な研修」の内容については、各大学等が判断することになるものと考えてよいのでしょうか。

A. お見込みのとおりです。

### ◆龍谷大学「教育系アシスタントスタッフ」マニュアル

■大学設置基準 動画：FDを企画する、動画：SD研修を企画・運営する1  
(組織的な研修等)

- 第11条 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。
- 2 大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

教職課程の自己点検・評価及び全学的に教職課程を実施する組織に関するガイドライン（令和3年5月7日）

FD・SDの実施状況

いわゆる教科専門の授業科目を担当する教員や実務家教員も含め、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画への理解をはじめ教職課程を担う教員として望ましい資質・能力を身に付けさせるためのFD・SDが確実に実施されているか、適切な内容※4が実施できているか、実際に参加が確保できているか等

※4：例えば、教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画の共有のほか、「[教学マネジメント指針](#)」(IV)を参考としつつ内容を検討することも考えられる。

## ■大学設置基準

(他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第28条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより**他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。**

2 前項の規定は、学生が、**外国の大学**（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。）**又は外国の短期大学に留学する場合**、外国の大学又は外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は外国の短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合**について準用する。**

## ■大学設置基準

(大学以外の教育施設等における学修)

第29条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

【大学設置基準第29条第1項の規定により、大学が単位を与えることができる学修を定める件（平成3年6月5日文部省告示第68号）】

十一 アメリカ合衆国の営利を目的としない法人であるエデュケーショナル・テストイング・サービスが英語の能力を判定するために実施する**トフル及びトピック**又は次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査であってこれらと同等以上の社会的評価を有するものにおける成果に係る学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると認めたもの

イ 審査を行うものが国又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の団体であること。

ロ 審査の内容が、学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学の目的に照らし適切なものであること。

ハ 審査が全国的な規模において、毎年1回以上行われるものであること。

ニ 審査の実施の方法が、適切かつ公正であること。

# 1 1. 他の大学・入学前の既修得単位の認定

## ■大学設置基準

### (入学前の既修得単位等の認定)

第30条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第31条第1項<科目等履修にて修得した単位>及び第2項<履修証明プログラム>の規定により修得した単位を含む。）を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、第28条第2項の場合<留学>に準用する。

3 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に行つた前条第1項に規定する学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

4 前3項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、**編入学、転学等の場合を除き**、当該大学において修得した単位（第27条の3の規定により修得したものとみなすものとする単位<他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した連携開設科目について修得した単位>を含む。）以外のものについては、第28条第1項<他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位>（同条第2項<留学>において準用する場合を含む。）及び前条第1項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて**60単位を超えないものとする。**

# 1 1. 他の大学・入学前の既修得単位の認定

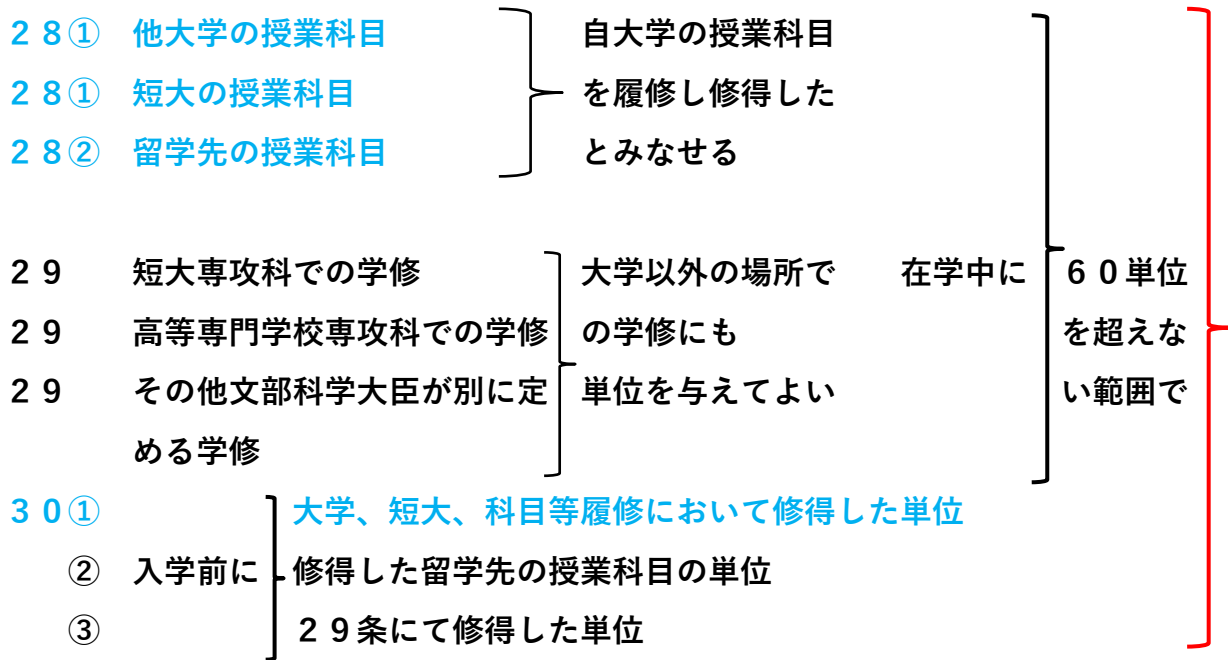
## ■免許法施行規則 第10条の3第2項、3項

2 免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、認定課程を有する大学の認めるところにより、認定課程を有する他の大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第28条（大学院設置基準第15条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第24条、短期大学設置基準第14条、専門職短期大学設置基準第21条又は専門職大学院設置基準第13条、第21条若しくは第27条の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。

3 認定課程を有する大学に入学した者は、当該大学の認めるところにより、当該大学に入学する前に大学（認定課程を有する大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）に限る。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第30条第1項（大学院設置基準第15条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第26条第1項、短期大学設置基準第16条第1項、専門職短期大学設置基準第23条第1項又は専門職大学院設置基準第14条第1項、第22条第1項若しくは第28条第1項の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。この場合において、当該大学に入学する前の大学が短期大学である場合にあつては、第2条から第5条まで、第7条、第9条及び第10条に規定する二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、中学校教諭の二種免許状）に係る各科目の単位数を上限とする。

青字は教職特有の規定

# 1 1. 他の大学・入学前の既修得単位の認定



**【動画：大学教務の基礎】他大学・留学等の単位認定**

\*編入学・転学は「修業年限を通算するから」60単位を超えてもよい。

※「大学」には専門職大学を含む。 ※青字は免許法施行規則第10条の3で認定可能な単位

(2025年度教務系職員初任者向け講習会・宮林常崇氏作成資料を改編して作成)

「その他文部科学大臣が別に定める学修」の教職関係科目としての認定

◆教科に関する専門的事項

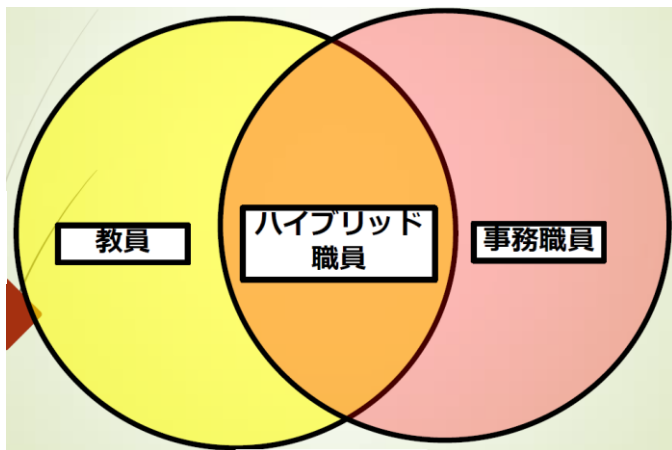
出身学科が教職課程の認定のある学科 → 免許法施行規則第10条の3  
認定不可

出身学科が教職課程の認定のない学科 → 免許法別表第1備考第5号口  
認定は望ましくない（禁止されていない）

◆66条の6 → 大学設置基準28・29条 認定可

## 教学業務の根拠となる法令・制度・学内の諸規程を深く理解する必要性

- ◆業務を正確に進めることができる。→これは当然のこと
- ◆教員・事務職員それぞれの立場や判断の理由を共有しやすくなる。
  - 共通のルールや考え方を踏まえて会話ができることで、認識のずれや不必要な誤解を防ぎ、建設的で円滑なコミュニケーションが可能となる。
- ★結果として教学運営全体の質の向上や、よりスムーズな組織運営につながる。
  - 「教職課程の運営を担う事務職員」



教務系事務部門中堅者向け講習会  
(2024/10/19) 多畑氏報告資料より  
『事務職員の立場で、何にどう  
取り組むか』 47～50頁にこの  
図に関する多畑氏の思いが記述さ  
れています。

教学業務の根拠となる法令・制度・学内の諸規程を深く理解した上でもう一步踏み込む

先生の教育・研究内容に関心をもつ

→ 著書、論文を読む、行事（講演会）に参加。授業を見学させていただく。

教育・研究の内容を話題にすることでお互いの距離が縮まる

→ カリキュラムのことを検討するのに、実際の授業を知らずに事務室だけで考えるっていいの？

## ■後輩指導上の注意点

### ◆知識を「ひけらかさない」

自分の理解度を示すためではなく、相手が理解できる形で共有することを目的とする。

### ◆マウントをとらない

経験や立場の違いを強調するのではなく、相手と同じ目線で疑問や論点を共有し、共通のルールに基づいて考える姿勢を大切にする。

### ◆結論だけでなく「判断プロセス」を伝える

どの条文・考え方からその判断に至ったのかを示すことで、後輩の自走力を高める。

### ◆質問しやすい雰囲気をつくる

「分からない」と言える環境を整えることが、結果的に業務の正確性向上につながる。

### ◆教員との関係性も含めて指導する

「なぜその対応が信頼関係につながるか」まで伝える。

Ryukoku University

SPODフォーラム2026



2801A

基礎から学ぶ契約書作成実務

8月28日(金)  
9:45-11:45  
愛媛大学城北キャンパス

## ◆授業の外部委託（一部or全部）における業務委託契約の重要性

平成19年大学設置基準の一部改正通知、令和3年4月8日事務連絡を理解する

## ◆契約とは

## ◆法令と契約条項の理解

- ・民法改正後の「契約不適合責任」
- ・個人情報保護法・秘密保持義務
- ・暴力団排除条例と「反社会的勢力排除条項」
- ・著作権法（第27・28条）と成果物の権利帰属
- ・損害賠償条項の落とし穴（責任範囲の限定）

## ■教務系職員初任者向け講習会（6月20日：対面会場・名古屋大学）

### 分科会 1)

- 1 a) 教務事務の基礎① 法令・制度の理解～根拠を実務に活かす～
- 1 b) はじめての教員免許事務—学び方と情報の集め方・追い方

### 分科会 2)

- 2 a) 教務事務の基礎② 大学教育、質保証の理解～職員に求められること～
- 2 b) 教職課程事務に関する基本用語の理解について

### 分科会 3)

- 3 a) 教務事務の現在地 合理的配慮の理解～誰がどこまで対応するか～
- 3 b) 「激論！！教職事務は恐怖なのか！？」「今こそ問う！教職事務は難しいのか！？」

教職分科会（1 b・2 b・3 b）予告動画

## ■教員免許事務担当者講習会（7月4日：対面会場・龍谷大学） 予告動画

「今後の教職課程や教員免許制度の在り方について（二次まとめ）」を読む



**RYUKOKU  
UNIVERSITY**